

電ガネット 操作マニュアル

旧簡易ガスみなしガス小売事業編

2025年3月更新

目次

1	はじめに	2
1-1.	1-1. 手続作成の流れ	3
2	電子申請の方法	3
2-1.	2-1. 手続作成の流れ	3
2-2.	2-2. 経過措置料金規制の指定解除に係る報告	5
2-2-1.	2-2-1. 提出	5
2-2-2.	2-2-2. 問合せへの対応	18
2-2-3.	2-2-3. 結果通知	23
3	その他	25
3-1.	3-1. 手続の検索／確認	25
3-2.	3-2. 印刷	29
3-3.	3-3. CSV 出力	253
3-4.	3-4. 操作履歴の確認	254
3-5.	3-5. 用語集	255
4	よくある質問	36
5	改訂履歴	43

1 はじめに

1-1. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、電ガネットで可能な手続のうち、以下の手続について説明するマニュアルとなっております。「電ガネット操作マニュアル共通編」の内容を把握していることを前提として、以下の手続に関するものに特化して記述したものとしますので、共通的な内容や基礎的な内容については「電ガネット操作マニュアル共通編」をご参照ください。

【本マニュアルの対象手続】

本マニュアルでは、以下の手続に関する電ガネットの操作方法について記載しています。

電ガネットにおける手続名	条文
経過措置料金規制の指定解除に係る報告	ガス関係報告規則（附則第4条）

1 電子申請の方法

2-1. 手続作成の流れ

【手続作成の流れ（概要）】

これまで Excel に記載し、メール等で提出していた報告書を、電ガネット上で必要項目を入力し、必要な電子ファイルを添付したうえで、提出することが可能になりました。手続の作成～提出までの流れは以下のとおりです。

手続作成ステップ

- ▼ ホームページ
- ▼ 手続作成開始画面
- ▼ 基礎情報画面（ 手入力部分あり）
- ▼ 詳細情報画面（ 手入力部分あり）
- ▼ 書類添付画面（ 手入力部分あり）
- ▼ 提出前最終確認画面
- ▼ 提出完了画面

後述の 2-2 以降に、提出、問合せ対応、結果通知に関する操作の詳細を記載しています。なお、ご不明点等があれば、ヘルプデスクにお問い合わせください。

【手続提出時の注意点】

電ガネットで手続を提出いただく際のポイントは、以下のとおりです。

➤ 経過措置料金規制の指定解除に係る報告

- (1) 指定旧供給地点小売供給を行う旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、ガス関係報告規則（附則第 4 条）に従い、報告書を提出する必要があります。

- (2) 附則様式第4第1表(1)については事業者ごとに、附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表及び附則様式第5、消費機器調査結果リストについては指定旧供給地点群ごとに報告してください。
- (3) 報告書の提出先は経済産業大臣又は指定旧供給地点を管轄する経済産業局長のいずれかとなります。
- (4) 報告期限日と報告対象の時点は以下のとおりです。電ガネットで登録する場合は、作成日に合わせて期限日が自動で設定されます。報告したい期限日にならない場合はヘルプデスクにお問い合わせください。

提出回	報告期限日	報告対象の時点
第1回	当年度 5月15日	前年度 12月末 (第3四半期)
第2回	当年度 8月15日	前年度 3月末 (第4四半期)
第3回	当年度 11月15日	当年度 6月末 (第1四半期)
第4回	当年度 2月15日	当年度 9月末 (第2四半期)

- (5) 第2回報告を除き、供給地点群ごとの競争関係について以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正ガス事業法附則第28条第2項の解除が見込まれない場合、供給地点群ごとに、附則様式第4第1表(2)、第2表及び第3表に代えて附則様式第5により報告することができますが、電ガネットで報告書を提出する際は、画面から様式第5に準ずる内容にチェックすることで対応します。
- (6) 1手続に添付できるファイル数は20ファイルまでとなっています。21ファイル以上の添付書類がある事業者は電子申請が利用できないため、メール等で各局に提出してください。

2-2. 経過措置料金規制の指定解除に係る報告

2-2-1. 提出

【ご提出までの流れ】

トップページで「手続を作成する」を押下、もしくはメニューバーから「新規手続」メニューを選択し、新規手続選択画面で「経過措置料金規制の指定解除に係る報告」を押下してください（下図の赤枠部分）。

トップページ（イメージ）



「新規手続」メニュー→新規手続作成画面（イメージ）



【基礎情報画面】

基礎情報画面にて、必要事項を入力してください。項目名に「*」がついている項目は、入力必須の項目になります。項目にカーソルをあてると、黒い吹き出しで入力の際の注意点が表示される場合があります。また、各項目には灰色の文字で入力例が表示されています。これらの入力補助機能を参考にしながら、入力作業を実施してください。入力が完了したら、〈次へ〉ボタンを押下してください。

経過措置料金規制の指定解除に係る報告>基礎情報画面（イメージ）

管理番号:G-R01-00001005 作成中
経過措置料金規制の指定解除に係る報告（カス関係報告規則（附則第4条））

閉じる
廃棄
保存
次へ

基礎情報

基礎情報を入力してください。

基礎情報
詳細情報
添付書類
最終確認

▲ **基礎情報**

届出基礎情報 提出先の決定条件

手続名
経過措置料金規制の指定解除に係る報告（カス関係報告規則（附則第4条））

提出先 *
選択してください
必須項目を入力してください。

提出区分
本人提出

提出者情報

法人番号
800000000556 法人情報検索 クリア 法人番号がない方

氏名又は名称 *
例：でんしんせい株式会社
必須項目を入力してください。

代表者役職
例：代表取締役社長

代表者氏名(姓) * 代表者氏名(名) *
例：田中 例：太郎
必須項目を入力してください。

代表電話番号
例：08011112222（ハイフン無し・半角数字）
半角数字・ハイフンなしで入力してください。

住所

郵便番号
例：1112222（ハイフン無し・半角数字） 住所検索 クリア

郵便府県 * 市区町村以降住所 *
選択してください 例：港区0-1-0xxビル
必須項目を入力してください。

電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（提出担当者連絡先）

氏名(姓)	氏名(名)
--	--
メールアドレス	電話番号
--	--

連絡先情報

提出者情報と異なる連絡先の場合に入力してください。

氏名(姓)	氏名(名)
例：田中	例：太郎
メールアドレス	電話番号
例：example@example.com	例：08011112222（ハイフン無し・半角数字）

特記事項

提出先への連絡事項

注意事項

(1) 提出者連絡先には、電力ネットのログインIDに基づくGビスID情報から取得された氏名、メールアドレス及び電話番号が自動表示されます。表示される氏名、メールアドレス又は電話番号が古い場合、必ず事前にGビスID情報を最新化してください。

(2) 連絡先情報のメールアドレスを入力した場合、入力されたメールアドレス宛の通知メールが追加されます。

閉じる
廃棄
保存
次へ

↑
 上に戻る

各ボタン等の用途は、以下のとおりです。

No.	アイコン	説明
1		郵便番号を入力した後にボタンを押下すると、住所を自動入力します。
2	クリア	住所欄に入力された内容がクリアされます。
3		トップページ/検索結果一覧に戻ります。
4		作成中の手続を廃棄します。提出前の手続のみ廃棄可能です。一度廃棄を実行すると、以後参照することはできません。
5		作成中の手続を一時的に保存します。ボタンを押下した後も編集することが可能です。
6		手続の提出手順を次に進めます。 画面に表示されている手続情報を入力完了した後に押下します。
7		編集画面の最上部に戻ります。

入力の不足や不備があった場合、画面上部に警告画面が表示されます。また、必須項目が空欄だった場合には、項目にエラーが表示されます。該当箇所を修正し、再度「次へ」ボタンを押下してください。

必須項目が空欄だった場合の警告画面（イメージ）



項目に不備があった場合のエラー（イメージ）

氏名又は名称 *

例：でんしんせい株式会社

必須項目を入力してください。

代表者役職

例：代表取締役社長

代表者氏名（姓） *

例：田中

必須項目を入力してください。

代表者氏名（名） *

例：太郎

必須項目を入力してください。

【詳細情報画面】

詳細情報画面にて、内容を確認し、<次へ> ボタンを押下してください。

経過措置料金規制の指定解除に係る報告>詳細情報画面（イメージ）

管理番号:G-R01-00001006 作成中

経過措置料金規制の指定解除に係る報告（ガス関係報告規則（附則第4条））

閉じる 戻る 廃棄 保存 次へ

詳細情報

詳細情報を入力してください

基礎情報 詳細情報 添付書類 最終確認

事業者情報

法人番号 8000000000556	<input type="checkbox"/> 法人番号がない方
氏名又は名称 電ガスエナジー株式会社	
代表者役職 --	
代表者氏名（姓） 田中	代表者氏名（名） 太郎

住所

郵便番号 --	
都道府県 千葉県	市区町村以降住所 2-1-1

(注意) 提出者情報と異なるなど、事業者情報の変更が必要な場合は、別途、ガス小売事業者氏名等変更届を提出してください。

報告情報

期限日（四半期名） 2/15期限（第2四半期）	報告対象の年度 2023年度
報告対象時期・期間（第1表） 2023年9月時点	報告対象時期・期間（第2表） 2020年10月～2023年9月

特記事項

提出先への連絡事項

注意事項

(1) 報告情報について、報告しようとしている期限日（四半期名）、報告対象の年度、報告対象時期・期間（第1表）（第2表）があるか確認してください。

閉じる 戻る 廃棄 保存 次へ

↑
上に戻る

【添付書類画面】

詳細情報画面から次に進むと、「添付書類」画面が表示されます。画面上部の説明文を参照のうえ、添付が必要な書類を確認してください。

【添付書類画面での注意事項】

- (1) 添付する報告書は、電ガネット指定の様式を使用してください。様式は本手続の開始画面または電ガネットポータルから取得可能です。異なる様式の場合、電ガネットに取り込むことができません。
- (2) 入力箇所以外はロックがかかっています。様式を変更する必要がある場合にはヘルプデスクにご連絡ください。
- (3) 様式にある記載方法に従って記載してください。
- (4) 添付書類は、ファイルサイズ 10MB 以下のファイルのみ添付可能です。
- (5) 1 手続に添付できるファイル数は 20 ファイルまでとなっています。21 ファイル以上の添付書類がある事業者は電子申請が利用できないため、メール等で各局に提出してください。
- (6) 電ガネットに取り込む際には、必ずカテゴリを選択してファイルのアップロードをしてください。
- (7) 次へボタンを押下すると、入力に不足や誤りがある場合、確認事項がある場合に、メッセージが表示されます。表示されたメッセージに従って修正する場合は、アップロードしたファイルを、ゴミ箱ボタンを使って削除してから、再度アップロードしてください。
- (8) 附則様式第 5 について、第 2 回報告を除き、供給地点群ごとに、附則様式第 4 第 1 表(2)、第 2 表及び第 3 表に代えて附則様式第 5 により報告することができますが、電ガネットで提出する際は、附則様式第 5 の添付に代えて、「指定供給地点ごとの状況」で、附則様式第 5 に準ずる内容にチェックして下さい。
- (9) 附則様式第 4 第 1 表(1)と附則様式第 4 第 1 表(2)、第 2 表及び第 3 表の補足として、消費機器調査結果リストを求められる場合がありますので、その際は添付してください。
- (10) 詳細な記載方法については、記載要領（資源エネルギー庁ホームページ）をご参考ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/summary/guideline/

【添付の手順】

- ① <新規追加> ボタンを押下すると、ファイル添付用ポップアップが表示されます。

経過措置料金規制の指定解除に係る報告> 添付書類画面 (イメージ)

添付書類

添付書類を登録してください

基礎情報 詳細情報 添付書類 最終確認

添付書類

(1) 附則様式第4第1表(1)は事業者ごとに1部のファイルを登録してください。

(2) 附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表は指定供給地点1地点群につき1部のファイルを登録してください。

(3) (第2回報告を除く)以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正ガス事業法附則第28条第2項の解除が見込まれない場合は、供給地点群ごとの附則様式第4第1表(2)、第2表及び第3表の登録は不要です。

(4) 消費機器調査結果リストは記載要領に従って登録してください。

↑ 新規追加 ①

- ② アップロードするファイルをドラッグアンドドロップ、またはファイルを選択ボタン押下にてファイルを指定してください。
- ③ アップロードしたファイルのカテゴリを選択してください。この際、アップロードしたファイルと選択したカテゴリが一致していないと手続を提出できないので、ご注意ください。
- ④ 必要に応じて、添付ファイルの説明を記載してください。
- ⑤ <添付> ボタンを押下して、画面を閉じてください。

添付書類画面> ファイル添付画面 (イメージ)

ファイル添付 ×

必要なファイルを添付してください。(1ファイルにつき最大10MB)


ファイルをドラッグして、ここにドロップ
または
ファイルを選択

カテゴリ	説明*	ファイル
附則様式第4第1表(1) ▼	附則様式第4_第1表(1)	附則様式第4_第1表(1).xlsx 🗑

閉じる 添付 ⑤

<添付> ボタンを押下した後、ファイル内容を読み取り、⑥「指定供給地点群ごとの状況」、⑦「その他の添付書類」に添付ファイルの情報が表示されます。

また、附則様式第4第1表(1)の添付は必須であり、附則様式第4第1表(1)のみを添付した場合と附則様式第4第1表(1)に加え、附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表や消費機器調査結果リストを添付した場合で「指定供給地点群ごとの状況」に表示される情報が異なります。

附則様式第5について、第2回報告を除き、供給地点群ごとに、附則様式第4第1表(2)、第2表及び第3表に代えて附則様式第5により報告することができますが、電ガネットで提出する際は、附則様式第5の添付に代えて、「指定供給地点ごとの状況」で、附則様式第5に準ずる内容にチェックして下さい。

添付した書類を確認したい場合は、⑧ファイル形式のアイコンを押下してください。ファイル形式の種類によって、プレビュー表示やダウンロードが可能です。詳細は下記の一覧を参照ください。

添付書類画面>ファイル添付後画面(イメージ)

カテゴリ	説明	サイズ	ファイル名
1	附則様式第4第1表(1)	37.0KB	附則様式第4_第1表(1).xlsx

⑧

指定旧供給地点群ごとの状況			
番号	供給区域名/供給地点群名等	類型	ファイル名
⑥ 1	テスト団地90	住宅団地型	添付書類なし ※以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正ガス事業法附則第28条第2項の解除が見込まれない場合はチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 競争関係に係る報告(附則様式第5) 当該指定旧供給地点における2020年10月~2023年9月までのガス小売事業者等との間の競争関係について、特段の状況の変化はありません。

その他の添付書類	
⑦ ファイル名	説明
表示するデータがありません。	

添付書類画面>ファイル添付後画面 (イメージ)

附則様式第4第1表(1) + 附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表を添付した場合

カテゴリ	説明	サイズ	ファイル名
1	附則様式第4第1表(1)	37.0KB	附則様式第4_第1表(1).xlsx 2024/02/26 16:10
2	附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表	100.5KB	附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表.xlsx 2024/02/26 16:26

指定旧供給地点群ごとの状況

番号	供給区域名/供給地点群名等	類型	ファイル名
1	テスト団地90	住宅団地型	・ 附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表 附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表.xlsx

添付書類画面>ファイル添付後画面 (イメージ)

附則様式第4第1表(1) + 消費機器調査結果リストを添付した場合

カテゴリ	説明	サイズ	ファイル名
1	消費機器調査結果リスト	401.2KB	消費機器調査結果リスト.xlsx 2024/02/27 11:58
2	附則様式第4第1表(1)	37.0KB	附則様式第4_第1表(1).xlsx 2024/02/27 11:58

指定旧供給地点群ごとの状況

番号	供給区域名/供給地点群名等	類型	ファイル名
1	テスト団地90	住宅団地型	<p>・ 消費機器調査結果リスト 消費機器調査結果リスト.xlsx</p> <p>※附則様式第5にて簡易な報告する場合を除き、指定旧供給地点群ごとに「附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表」の添付が必要です。</p> <p>※以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正ガス事業法附則第28条第2項の解除が見込まれない場合はチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>競争関係に係る報告(附則様式第5) 当該指定旧供給地点における2020年10月~2023年9月までのガス小売事業者等との間の競争関係について、特段の状況の変化はありません。</p>

添付書類画面>ファイル添付後画面 (イメージ)

附則様式第4第1表(1) + 附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表 + 消費機器調査結果リストを添付した場合

	カテゴリ	説明	サイズ	ファイル名
1	消費機器調査結果リスト	消費機器調査結果リスト	401.2KB	消費機器調査結果リスト.xlsx 2024/02/27 11:58
2	附則様式第4第1表(1)	附則様式第4第1表(1)	37.0KB	附則様式第4第1表(1).xlsx 2024/02/27 11:58
3	附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表	附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表	100.5KB	附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表.xlsx 2024/02/27 12:03

指定旧供給地点群ごとの状況

番号	供給区域名/供給地点群名等	類型	ファイル名
1	テスト団地90	住宅団地型	<ul style="list-style-type: none"> 附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表 附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表.xlsx 消費機器調査結果リスト 消費機器調査結果リスト.xlsx

添付書類の内容を確認し、<次へ> ボタンを押下 (9) してください。エラーメッセージが表示される場合は、表示されたメッセージに従ってファイルの修正、再アップロードを実施してください。

添付書類画面 (イメージ)

注意事項

■添付ファイルについて

- 様式の開数などには触らないでください。
- 様式にある記載方法に従って記載してください。
- 電力ネットに取り込む際には、必ずカテゴリを選択してファイルのアップロードをしてください。
- 次へボタンを押下すると、入力に不足や誤りがある場合、確認事項がある場合に、メッセージが表示されます。表示されたメッセージに従って修正する場合は、アップロードしたファイルを、ゴミ箱ボタンを使って削除してから、再度アップロードしてください。
- 1手続に添付できるファイル数は20ファイルまでとなっています。21ファイル以上の添付書類がある事業者は電子申請が利用できないため、メール等で各局に提出してください。

■附則様式第5について

第2回報告を除き、供給地点群ごとに、附則様式第4第1表(2)、第2表及び第3表に代えて附則様式第5により報告することができますが、電力ネットで提出する際は、附則様式第5の添付に代えて、「指定供給地点ごとの状況」で、附則様式第5に準ずる内容にチェックして下さい。

■記載要領参照 (資源エネルギー庁ホームページ)

詳細な記載方法については、以下の記載要領をご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/summary/report_descriptions/pdf/form_ga002.pdf

閉じる
戻る
廃棄
保存
次へ

9

【添付可能なファイル形式について】

以下 3 つのファイルについては、指定の様式となるため、Excel のみの添付となります。その他のファイルを添付する場合は、下記表の通りです。

- ・附則様式第 4 第 1 表 (1)
- ・附則様式第 4 第 1 表 (2)、第 2 表、第 3 表
- ・消費機器調査結果リスト

アイコン	説明	プレビュー表示	ダウンロード
	拡張子が pdf のファイル添付時に表示されます。	○	○
	拡張子が xls、xlsx のファイル添付時に表示されます。	×	○
	拡張子が doc、docx のファイル添付時に表示されます。	×	○
	拡張子が txt のファイル添付時に表示されます。	×	○
	拡張子が png、bmp、jpeg、jpg、tif、tiff のファイル添付時に表示されます。	○ ※tif、tiff の場合は不可	○
	拡張子が ppt、pptx のファイル添付時に表示されます。	×	○
	上記以外のファイル添付時 (rtf、csv、tsv、zip 等) に表示されません。 ※パスワードの設定を行った zip ファイルは添付できません。	×	○

【最終確認画面】

- ① 手順の内容に確認事項がある場合に、確認メッセージが表示されます。
修正する必要がない場合は、「上記を確認しました。」のチェックボックスにチェック☑を入れてください。
- ② 修正する場合は<戻る> ボタンを押下して、該当項目を修正してください。
- ③ 手順提出内容を最終確認し、<提出> ボタンを押下してください。

経過措置料金規制の指定解除に係る報告 > 最終確認画面

管理番号:G-N01-00001430 作成中

経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則 (附則第4条))

閉じる ② 戻る 廃棄 保存 ③ 提出

最終確認

提出完了画面で<閉じる> ボタンを押下してください。ステータスが「確認中」になっている間は、審査者側からの通知が来るまで必要な作業はありません。

経過措置料金規制の指定解除に係る報告 > 提出完了画面 (イメージ)

管理番号:G-N01-00001430 確認中

経過措置料金規制の指定解除に係る報告
(ガス関係報告規則 (附則第4条))

ご提出ありがとうございます。

閉じる

2-2-2. 問合せへの対応

手続の内容に不備や不明点等があった場合、提出担当者のメールアドレスへ審査者（経済産業局）から問合せのメールが届きます。メールに添付された URL を押下すると、電ガネットのログイン画面へ遷移します。

問合せ通知メール（イメージ）

〇〇〇〇 様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続について、担当者より問合せがありました。
下記URLから電ガネットにログインし、問合せ内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

管理番号:G-N01-00001430

手続: 経過措置料金規制の指定解除に係る報告(ガス関係報告規則(附則第4条))

ログイン画面URL: <https://acciap-denga-dt1.pegacloud.net/prweb/PRAuth>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。

※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>

050-2018-7696

<受付時間>

平日9:00～18:00

問合せを受けた手続の件数は、トップページに「差戻し」件数として表示されます。

該当の手続と問合せ内容を確認するためには、ホームページの「差戻し」を押下する、もしくは「手続一覧」メニューを選択し、「差戻しの手続」一覧から、受領した通知メールに記載されている管理番号が記載されている手続の行を押下してください。

トップページ (イメージ)

電力ネット

作成中 10000 件

受理・審査待ち 1198 件

差戻し 212 件

手続を作成する
各種手続を作成する場合はこちらから行ってください。

作成した手続を確認する
作成した手続を確認する場合はこちらから行ってください。

はじめてご利用になる方へ

お知らせ 一覧へ

「手続一覧」メニュー> 手続一覧画面 (イメージ)

電力ネット

手続一覧

作成中の手続

作成日	管理番号	手続名	事業者氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時
2023/12/27	G-R01-00000359	経過措置料金規制の...	ガステスト小売株式会社		東北経済産業局長	2023/12/27 14:32

受理・審査待ちの手続

提出日	管理番号	手続名	事業者氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時
2023/12/25	G-R01-00000335	経過措置料金規制の...	ガステスト小売株式会社		東北経済産業局長	2023/12/25 12:33
2023/12/04	G-R01-00000328	経過措置料金規制の...	ガステスト小売株式会社		東北経済産業局長	2023/12/22 19:49
2023/12/22	G-R01-00000318	経過措置料金規制の...	ガステスト小売株式会社		東北経済産業局長	2023/12/22 17:15

12次へ

差戻しの手続

差戻し発生日	管理番号	手続名	事業者氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時
2023/12/25	G-R01-00000336	経過措置料金規制の...	ガステスト小売株式会社		東北経済産業局長	2024/01/04 13:47

届出情報タブの詳細画面にて、問合せ内容を確認できます。また、画面右側の「お問合せ詳細」に、問合せの詳細が記載されている場合があります。お問合せ詳細の青文字部分を押下すると、届出情報の該当箇所に自動でスクロールされます。必要に応じて、該当項目の修正等を実施してください。

手続画面>届出情報タブ (イメージ)

問合せ中

問合せ内容

種別
記載内容の修正依頼

内容
以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。

届出情報 問合せ

届出情報
基礎情報

届出基礎情報

提出先の決定条件

手続名
経過措置料金規制の指定解除に係る報告（カス関係報告規則（附則第4条））

提出先*
東北経済産業局長

提出区分
本人提出

審査者からのコメント
お問合わせ詳細

特記事項 - 提出先への連絡事項 (1)

内容
詳細を記載してください。

過去の間合せ内容は、問合せタブの「問合せ一覧」から確認できます。

問合せ内容を踏まえて手続を取下げする場合は、〈取下げ〉ボタンを押下すると、手続を取り下げることができます。

問合せ内容の確認・修正が完了し、手続を再提出する場合、問合せ一覧で〈回答する〉ボタンを押下すると、問合せ回答画面が表示されます。

問合せタブ> 問合せ一覧 (イメージ)

届出情報 問合せ

問合せ一覧

問合せ日時	問合せ種別	問合せ本文	回答日時	回答本文	回答者
2023/12/25 11:19	記載内容の修正依頼	以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。	2023/12/25 11:27	〇〇の対応いたしました。	--
2023/12/25 12:00	記載内容の修正依頼	以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。	--	--	--

閉じる 取下げ 保存 回答する

「回答本文」に、問合せに対する回答を記入し、＜提出前確認へ＞ボタンを押下してください。

問合せ回答画面（イメージ）

問合せ回答 ×

種別
記載内容の修正依頼

内容
以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。

回答本文 *

閉じる 提出前確認へ

提出前確認画面（イメージ）

問合せ回答内容の確認

問合せ内容

種別
記載内容の追記依頼

内容
以下の項目の入力内容に不備があります。追記後、再度提出してください。

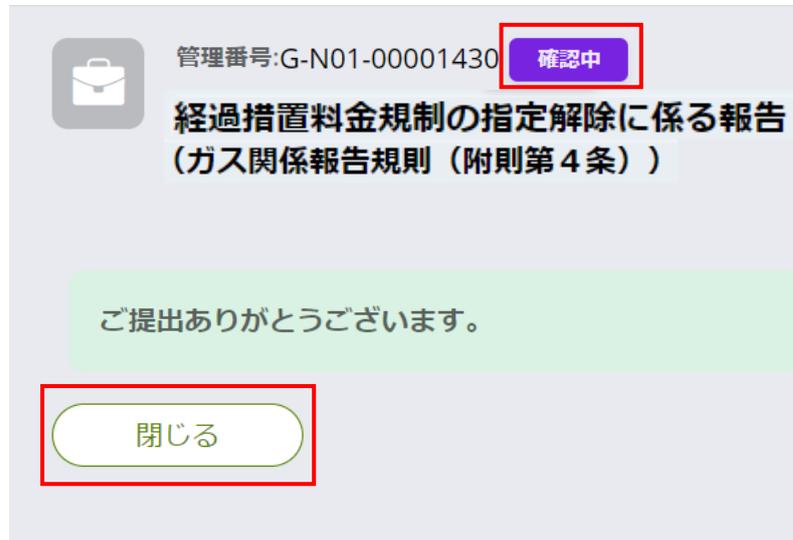
回答本文
修正しました。

閉じる 戻る 取下げ 保存 提出

問合せ回答内容の確認画面では、問合せ回答画面で記入した回答本文が、画面上部に表示されます。修正内容を確認し、＜提出＞ボタンを押下してください。

提出完了画面が表示されるので、＜閉じる＞ボタンを押下してください。問合せ回答が完了となり、審査者に通知が送信されます。

提出完了画面（イメージ）



管理番号:G-N01-00001430 **確認中**

**経過措置料金規制の指定解除に係る報告
(ガス関係報告規則 (附則第4条))**

ご提出ありがとうございます。

閉じる

2-2-3. 結果通知

届出が受理されると、提出担当者のメールアドレスへ受理完了の通知メールが送信されます。
なお、審査者の内容確認後、審査者と提出者の間で該当手続の取下げが合意された場合、審査者が取下げ処理を行うことで、提出者に取下げの通知メールが送信されます。

取下げ通知メール（イメージ）

〇〇〇〇 様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続が担当者より取下げられました。

管理番号:G-N01-00001431

手続: 経過措置料金規制の指定解除に係る報告(ガス関係報告規則(附則第4条))

ログイン画面URL:<https://accjap-denga-dt1.pegacloud.net/prweb/PRAuth>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。

※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>

050-2018-7696

<受付時間>

平日9:00~18:00

電ガネット上で結果を確認する場合には、ログイン後、「手続一覧」メニューの「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択してください。取り下げた届出を確認したい場合は、「取下げを含む」にチェック✓を入れてください。審査者が取り下げた手続についても、チェック✓を入れることで表示させることができます。

該当する届出の行を押下すると結果を確認できます。通知メールに記載の管理番号をフィルタにかけると、より簡単に該当する届出を見つけることが可能です。

すべての手続

「手続一覧」メニュー> 手続一覧画面（イメージ）

法令 手続選択 提出先

ガス事業法 経過措置料金規制の指定解除に係る報告 経済産業大臣 取下げを含む

報告期限日・対象年度

11/15期限（第1四半期） - 2023年度

手続件数： 1

[経過措置料金規制の指定解除に係る報告情報出力](#) [集計項目情報出力](#)

ステータス	管理番号	手続名	初回提出日	受理日	施行日	事業者 氏名又は名称
		経過措置料金規制の指定解除に係る報告（ガス関係報告規則...	2023/12/08	2023/12/08		ガス小売株式会社

フィルタをクリア

検索テキスト

G-R01-00000128

[適用](#) [キャンセル](#)

審査タブに「受理日」と「文書番号」が記載されます。

受理完了後は、届出の編集はできません。届出の提出内容に変更が生じた場合は、ヘルプデスクにご連絡ください。

手続一覧画面> 手続画面（イメージ）

管理番号:G-N01-00001430 完了

ガス小売事業業氏名等変更届出

[閉じる](#)

届出情報 **審査** 問合せ

審査に係る情報

受理日	文書番号
2023/02/28	20230228-本省-G-N01-00000001
ガス小売事業登録番号	
A9999	

2 その他

3-1. 手続の検索／確認

作成や提出した手続を確認するためには、トップページから「作成した手続を確認する」を押下する、もしくは「手続一覧」メニューを押下してください。

(左) メニューバー、(右) トップページ (イメージ)



手続一覧画面に遷移します。検索したい手続の状態が作成途中かつ未提出の場合は「作成中の手続」、提出済かつ受理・審査完了前の場合は「受理・審査待ちの手続」、提出済かつ審査者より何らかの問合せが行われた場合は「差戻しの手続」の表を参照してください。

手続一覧画面 (イメージ)

作成中の手続								既定のビュー	フィールド	密度	最新表示
作成日	管理番号	手続名	事業者 氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時					
2024/02/26	G-R01-00000993	経過措置料金規制の...			経済産業大臣	2024/02/26 16:55					
2024/02/26	G-R01-00001001	経過措置料金規制の...			関東経済産業局長	2024/02/26 16:49					
2024/02/26	G-R01-00000989	経過措置料金規制の...			経済産業大臣	2024/02/26 16:21					

1 2 3 ... 次へ

受理・審査待ちの手続								既定のビュー	フィールド	密度	最新表示
提出日	管理番号	手続名	事業者 氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時					
2024/02/21	G-R01-00000945	経過措置料金規制の...			北海道経済産業局長	2024/02/21 16:52					

1 2 3 ... 次へ

差戻しの手続								既定のビュー	フィールド	密度	最新表示
差戻し発生日	管理番号	手続名	事業者 氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時					
2024/02/21	G-R01-00000940	経過措置料金規制の...			経済産業大臣	2024/02/21 15:07					
2024/01/19	G-R01-00000626	経過措置料金規制の...			北海道経済産業局長	2024/02/15 14:37					
2024/01/18	G-R01-00000531	経過措置料金規制の...			北海道経済産業局長	2024/01/18 13:42					

1 2 3 ... 次へ

項目の位置の変更（イメージ）

作成日	管理番号	手続名	提出者氏名	事業者 商号又は名称	提出先	前回更新日時
作成日	管理番号	手続名	前回更新日時	提出者氏名	事業者 商号又は名称	提出先

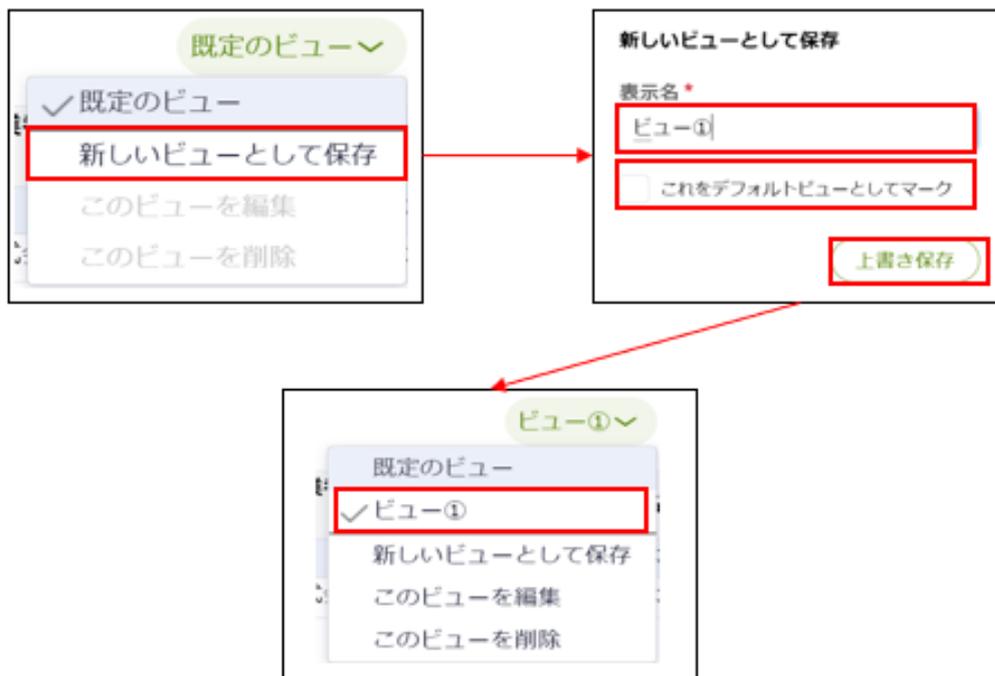
ビューをカスタマイズするための各ボタンの用途は次のとおりです。

- ① **フィルタ**：検索条件に該当する手続を絞り込んで表示できます。  を押下すると、フィルタ画面が表示されるので、検索条件を設定し、＜適用＞ ボタンを押下してください。フィルタ画面には、「検索テキスト」に絞りこみたい値を直接入力するもの、日付範囲を設定するもの、チェックボックス形式のものがあります。

Three screenshots of the filter interface:

- 1. Filter cleared screen with a search text input field and '適用' (Apply) and 'キャンセル' (Cancel) buttons.
- 2. Filter cleared screen with a date range selection dropdown and '適用' (Apply) and 'キャンセル' (Cancel) buttons.
- 3. Filter cleared screen with a list of checkboxes for roles (e.g., 経済産業大臣, 四国経済産業局長) and '適用' (Apply) and 'キャンセル' (Cancel) buttons.

- ② **既定のビュー**：カスタマイズしたビューを保存することや、既定（デフォルト）表示に設定できます。ビューを保存するときは、「新しいビューとして保存」を選択し、表示名を記入して＜上書き保存＞ ボタンを押下してください。ビューは複数設定することが可能で、それぞれのビューの表示名が選択肢に記載されます。初期設定のビューに戻りたい場合は「既定のビュー」を選択してください。なお、ビューの保存時に「これをデフォルトビューとしてマーク」にチェック✓を入れると、保存したビューがデフォルト表示に設定され、以降ビューの選択を省略すること可能です。



- ③ **フィールド**： 表に表示する項目を設定することが可能です。表示したい項目のチェックボックスにチェックを入れてください。なお、鍵マークがついている項目は必ず表示され、非表示にすることはできません。

- ④ **密度**： 行の縦幅を調節することが可能です。
 ⑤ **最新表示**： 手続情報を最新の状態に更新します。

また、手続の検索は、「すべての手続」欄においても実施が可能です。法令、手続、提出先を選択すると、該当する手続の一覧が表示されます。取り下げられた手続を含めて一覧表示したい場合は、「取り下げを含む」のチェックボックスにチェックを入れてください。参照したい手続の行を押下すると、手続の詳細画面に遷移します。

手続一覧画面>「すべての手続」(イメージ)

手続一覧

すべての手続

法令: ガス事業法 | 手続選択: 経過措置料金規制の指定解除に係る報告 | 提出先: 選択してください | 取下げを含む

報告期限日・対象年度: 選択してください

手続件数: 5

[経過措置料金規制の指定解除に係る報告情報出力](#) [集計項目情報出力](#)

ステータス	管理番号	手続名	初回提出日	受理日	施行日	事業者氏名又は名称
完了	G-R01-00000899	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2024/02/16	2024/02/16		電ガスエナジー株式会社
完了	G-R01-00000241	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2023/12/18	2023/12/18		電ガスエナジー株式会社
完了	G-R01-00000228	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2023/12/15	2023/12/15		電ガスエナジー株式会社
完了	G-R01-00000239	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2023/12/08	2023/12/11		電ガスエナジー株式会社
完了	G-R01-00000240	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2023/12/01	2023/12/05		電ガスエナジー株式会社

なお、「ステータス」列に表示される各種ステータスの説明は以下の表のとおりです。

ステータス	説明
作成中	手続を作成中に一時保存し、未提出の状態です。提出するには、編集を再開する必要があります。
確認中	手続提出後、審査者が内容を確認している状態です。
問合せ中	審査者から問合せされている状態です。問合せ内容を確認し、該当箇所を修正して再提出する必要があります。問合せ内容を踏まえて、手続を取下げすることも可能です。
完了	手続が受理され、手続が完了した状態です。届出の受理日を確認できます。
取り下げ	提出した手続を取り下げた状態です。

3-2. 印刷

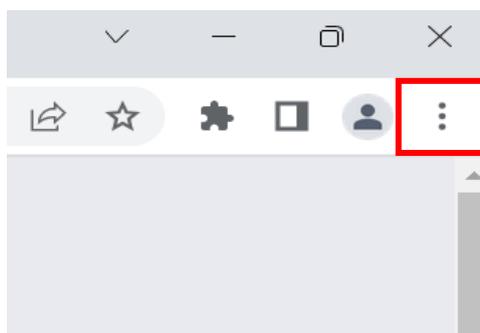
印刷は、ブラウザの印刷機能で実施してください。

以下の方法で印刷ができます。(Google Chrome)

<Google Chrome>

印刷したい画面を開き、画面右上の Google Chrome の設定を押下してください。

Google Chrome 印刷 (イメージ)



設定を押下すると、下記のメニューバーが表示されます。

メニューバーの「印刷」または「Ctrl + P」を押下してください。

Google Chrome 印刷 (イメージ)



印刷プレビュー画面で印刷の内容を確認し、画面右下の「印刷」ボタンを押下してください。

Google Chrome 印刷 (イメージ)

2024/03/01 10:56 経済連携科会報の定款附録に係る報告(対ス提供報告規則(附録第4集)) G:041-00001051

印刷 1枚

送信先 TYO_TZ_0403_XEROX77

ページ すべて

部数 1

レイアウト ポートレート

カラー カラー

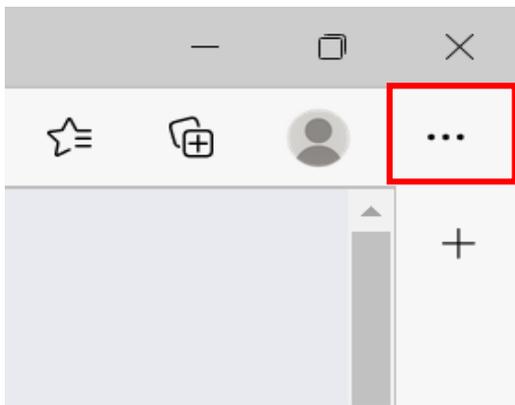
詳細設定

印刷 キャンセル

<Microsoft Edge>

印刷したい画面を開き、画面右上の Microsoft Edge の設定を押下してください。

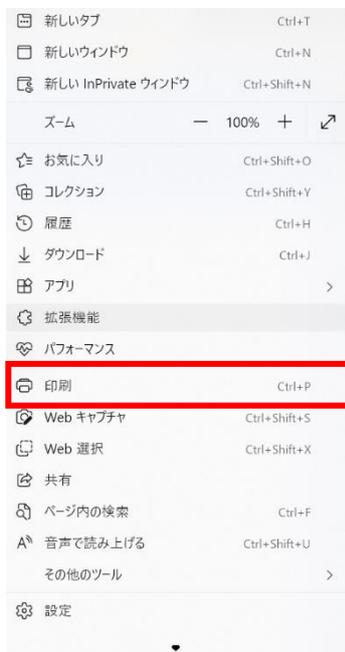
Microsoft Edge 印刷 (イメージ)



設定を押下すると、下記のメニューバーが表示されます。

メニューバーの「印刷」または「Ctrl + P」を押下してください。

Microsoft Edge 印刷 (イメージ)



印刷プレビュー画面で印刷の内容を確認し、画面右下の「印刷」ボタンを押下してください。

Microsoft Edge 印刷 (イメージ)

The screenshot shows a print preview interface in Microsoft Edge. On the left, there is a sidebar with print settings: '印刷' (Print), '合計: 1 枚の用紙' (Total: 1 sheet of paper), 'プリンター' (Printer) set to 'TYO_TZ_0403_XEROX7773 (TY...', '部数' (Copies) set to '1', 'レイアウト' (Layout) with '縦' (Portrait) selected, and 'ページ' (Pages) with 'すべて' (All) selected. A red box highlights the '印刷' (Print) button at the bottom of the sidebar. The main content area displays the report title and a progress bar with three steps: '基礎情報' (Basic Information), '詳細情報' (Detailed Information), and '添付書類' (Attachments). Below the progress bar, there are instructions for uploading attachments and a table for '指定旧供給地点群ごとの状況' (Status by designated old supply point group).

2024/03/01 11:07 経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則 (附則第4条)) G-R01-00001052

管理番号: G-R01-00001052 作成中

経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則 (附則第4条))

閉じる 戻る 作業 保存 次へ

添付書類

添付書類を登録してください

基礎情報 詳細情報 添付書類

添付書類

(1) 附則様式第4第1表(1)は事業者ごとに1部のファイルを登録してください。
(2) 附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表は指定供給地点1地点群につき1部のファイルを登録してください。
(3) (第2回報告を除く) 以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正ガス事業法附則第2第8条第2項の解除が見込まれない場合は、供給地点群ごとの附則様式第4第1表(2)、第2表及び第3表の登録は不要です。
(4) 消費機器調査結果リストは記載要領に従って登録してください。
(5) 1手続に添付できるファイル数は20ファイルまでとなっています。21ファイル以上の添付書類がある事業者は電子申請が利用できないため、メール等で各局に提出してください。

↑ 新規追加

カテゴリ	説明	サイズ	ファイル名
表示するデータがありません。			

指定旧供給地点群ごとの状況

番号	供給区域名/供給地点群名等	類型	ファイル名
----	---------------	----	-------

3-3. CSV 出力

手続一覧では CSV 出力機能を利用して、手続情報等を CSV ファイルで出力できます。メニューバーから「手続一覧」を押下し、「すべての手続」欄にスクロールしてください。法令、手続選択、提出先を選択して、手続一覧を表示させると出力ボタンが表示されます。

(出力ボタンの種類は、選択した手続によって異なります。)

出力ボタンを押下すると、一覧として表示された情報の CSV ファイルがダウンロードされます。

手続一覧画面>「すべての手続」> 経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (イメージ)

すべての手続

法令: ガス事業法 | 手続選択: 経過措置料金規制の指定解除に係る報告 | 提出先: 選択してください

報告期限日・対象年度: 選択してください

手続件数: 5

経過措置料金規制の指定解除に係る報告情報出力 | 集計項目情報出力

ステータス	管理番号	手続名	初回提出日	受理日	施行日	事業者氏名又は名称
完了	G-R01-00000899	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2024/02/16	2024/02/16		電ガスエナジー株式会社
完了	G-R01-00000241	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2023/12/18	2023/12/18		電ガスエナジー株式会社
完了	G-R01-00000228	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2023/12/15	2023/12/15		電ガスエナジー株式会社
完了	G-R01-00000239	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2023/12/08	2023/12/11		電ガスエナジー株式会社
完了	G-R01-00000240	経過措置料金規制の指定解除に係る報告 (ガス関係報告規則...	2023/12/01	2023/12/05		電ガスエナジー株式会社

各手続の CSV 出力ボタン一覧は以下のとおりです。

手続名	CSV 出力ボタン名	出力の内容
経過措置料金規制の指定解除に係る報告	経過措置料金規制の指定解除に係る報告情報出力	経過措置料金規制の指定解除に係る報告の情報
	集計項目情報出力	経過措置料金規制の指定解除に係る報告に紐づく指定旧供給地点数単位での情報

3-4. 操作履歴の確認

メニューバーの〈操作履歴〉を押下すると、ログイン中に操作した手順の履歴が表示されます。

メニューバー→「操作履歴」(イメージ)



操作履歴に表示されている手順は、手順名の右にあるマークを押下することで、ブックマークに登録できます。操作履歴にある手順を再度確認・編集したい場合は、該当する手順名を押下してください。手順参照画面に遷移します。手順を編集する場合は、右上の〈編集〉ボタンを押下すると、編集することが可能です。

3-5. 用語集

用語	意味
あ行	
アカウント	電ガネットを利用する際に利用者を識別するための識別情報。
委任	事業者が代理人として提出ができる状態のこと。
エラー	手続において、必須項目が入力されていない場合や、所定の条件が満たされていない場合など、誤りと判断した情報が検出されたことを知らせる機能。
さ行	
gBizID	デジタル庁が提供する1つのID・パスワードで、様々な行政サービスにログインできるサービス。
gBizINFO	法人として登記されている約400万社を対象とし、法人番号、法人名、本社所在地等を一括検索、閲覧するサービス。電ガネットでは、gBizINFOの情報から検索した法人情報を自動入力して画面に反映することが可能。 URL : https://info.gbiz.go.jp/
ソート	昇順や降順など、一定の順序性に基づいて、順番を並び替える機能。
た行	
ダウンロード	自身のコンピューター(PC)およびモバイル端末にデータを保存する機能。
タブ	画面の切り替えを実施することが可能となる見出し。
は行	
プレビュー	電ガネットでアップロードした電子ファイルの中身を、画面上で表示する機能。
ら行	
ログイン	gBizIDを使用し、電ガネットにアクセスするための認証行為。利用開始するための契機。
ログアウト	gBizIDを使用し、電ガネットの利用を終了するための認証行為。
わ行	
警告画面	手続において、不適切・不正確と判断した情報が検出されたことを注意喚起する機能。

1. よくある質問

質問 1：電ガネットで電子届出する場合はどのような事前準備が必要ですか。

回答：下記をご準備ください。

- ①インターネットに接続可能なパソコン
- ②gBizID（ID/パスワード）
- ③届出・申請の提出に必要な情報
- ④メールアドレス（手順関連所管部署からご連絡させていただく際の宛先）

質問 2：電ガネットの利用にあたって、どのブラウザを使用すればよいですか。

回答：電ガネットのご利用にあたっては Google Chrome を推奨します。その他、サポート対象ブラウザとして、Edge、FireFox、Safari も利用可能ですが、画面が正しく表示されない可能性がありますので、ご注意ください。なお、IE(Internet Explorer)は利用できません。

質問 3：電ガネットにはどうすればログインできますか。

回答：事前に gBizID を取得ください。gBizID を取得後に電ガネットへのリンクをクリックすると gBizID ログイン画面が表示されますので、取得したアカウント ID、パスワードを使ってログインしてください。gBizID へのリンクはポータルサイト上にあります。詳しくは GBIZID の HP をご参照ください。gBizID の HP：<https://gbiz-id.go.jp/>

質問 4：gBizID の取得の際、gBizID プライム、gBizID エントリーの 2 種類がありますが、どちらを申請すればよいですか。

回答：電ガネットご利用の場合は gBizID プライムを選択ください。アカウントの種類によって、以下の通り電ガネット利用権限が異なるので、ご希望の権限のアカウントを申請してください。

- ・ gBizID プライム：同一法人及び個人事業主内の gBizID メンバーが提出した全手順内容を参照可能。
- ・ gBizID メンバー：gBizID プライム配下に設定可能なアカウント。同一グループ内の他メンバーが提出した手順内容を参照可能。同一法人の gBizID メンバーが提出した全手順内容の参照は不可。
- ・ gBiz エントリー：電ガネットの利用不可。

質問 5 : gBizID の取得の際、複数の法令で申請・届出を行う場合は法令ごとにアカウントが必要ですか。

回答 : 法令ごとのアカウントは必要ありません。電ガネット内の申請は、1 つのアカウントで複数の法令の申請・届出が実施できます。

質問 6 : gBizID について、同じ電話番号を複数のアカウントで登録することはできますか。

回答 : 2 要素認証で使用する SMS 受信用電話番号 (ショートメッセージサービスを受信できる端末・回線) は同じ電話番号での登録が可能です。詳しくは gBizID の HP をご参照ください。

gBizID の HP : <https://gbiz-id.go.jp/>

質問 7 : gBizID の取得の際、gBizID の委任申請は必要ですか。

回答 : 代理申請を実施する場合は、gBizID 上で委任関係を結んでいただくことを推奨しております。電ガネットでは gBizID での委任関係がなくても代理申請は可能ですが、その場合、別途委任状の添付や委任関係の確認等を実施させていただく可能性があります。

質問 8 : 法人ではなく個人で電子届出・申請をすることは可能ですか。

回答 : 可能です。なお、個人で電子届出・申請をする場合も gBizID を取得いただくことが必要です。

質問 9 : gBizID プライムの申請に時間がかかり、届出申請の期日に間に合わない場合の対応を教えてください。

回答 : ヘルプデスクにご連絡ください。

質問 10 : 電ガネットのログイン ID・パスワードが分からない場合の対応を教えてください。

回答 : 電ガネットのログイン時は gBizID を利用します。gBizID の HP を参照の上、案内に従って操作を行ってください。詳しくは gBizID の HP をご参照ください。

gBizID の HP : <https://gbiz-id.go.jp/>

質問 11：ログインパスワード再発行のためのメールが届かない場合の対応を教えてください。

回答：メールが届かない場合、まずは以下をご確認ください。

<ケース 1> 登録メールアドレスの確認：登録メールアドレスが誤っていないか、ご確認をお願いいたします。

<ケース 2> 迷惑メール設定、迷惑メールフォルダーの確認：受信側の迷惑メール設定や受信拒否設定、なりすまし規制等により、迷惑フォルダや削除フォルダ等にメールが自動で振り分けられている可能性が考えられます。振り分け設定や、迷惑フォルダ等のご確認をお願いいたします。

上記で解決しない場合は、gBizID ヘルプデスクにお問い合わせください。

質問 12：アカウント情報の編集は可能ですか。

回答：アカウント情報の変更は電ガネット上ではできません。gBizID サイトのマイページにログイン後、メニューの「このアカウントの管理」内の「プロフィールの変更」より変更してください。

質問 13：電子化対象の手続以外は、どのように提出するのですか。

回答：従来通り、紙媒体やメールにて提出してください。なお、電子化対象の手続は将来的に拡大していくことも検討しています。

質問 14：電子化対象手続は電子届出のみでの受付となりますか。

回答：電子届出・申請が困難な場合は、従来通り紙媒体やメールでの提出が可能です。ただし、紙媒体で提出した手続については、電ガネットから提出した手続情報として履歴確認はできません。

質問 15：代理で申請を行うことはできますか。

回答：2024年4月時点では代理申請は電子申請対象外となっております。従来通り、代理申請の場合は従来通り、紙媒体にて管轄機関へ手続を提出してください。

質問 15：電ガネットでは、外字（環境依存文字）は使用できますか。

回答：電ガネットでは、外字（環境依存文字）は使用できません。代替可能な常用漢字に置換して入力してください。

質問 16：個人事業主の場合、代表者役職には何を記載すればよいですか。

回答：特に決まりはございませんが、「代表」、「店長」などをご記入ください。

質問 17：基礎情報画面の連絡先情報とは何ですか。

回答：提出いただいた手続に関して、所管部署からご連絡させていただく際の宛先となります。なお、電ガネットからの通知や問合せのメールは提出者（gBizID 取得時に登録されているメールアドレス）にご連絡させていただきます。

質問 18：添付ファイルのアップロードがうまくいかない場合の対応を教えてください。

回答：PC がネットワークに接続されていることをご確認ください。次に、添付する項目に記載されている注意書きの条件（ファイル数、容量、形式）を満たしているかをご確認ください。それでもエラーが解消されない場合はお手数ですが、ヘルプデスクにご連絡ください。

質問 19：その他添付ファイルのファイル名はどのようにしたら良いですか。

回答：特に指定はございませんが、ファイルの内容がわかるようなファイル名としてください。

質問 20：添付可能なファイルのデータ容量に制限はありますか。

回答：アップロード可能な添付ファイルのデータ容量上限は 1 ファイルあたり 10MB です。

質問 21：添付可能なファイル数はいくつですか。

回答：1 手続につきアップロード可能なファイル数は 20 件までです。

質問 22：一時保存した手続の編集方法を教えてください。

回答：一時保存した手続は、下記のいずれかの方法で編集いただくことができます。いずれの場合も、編集することができる場合に限りです。

「手続一覧」画面の「作成中の手続」から編集する方法

1. 「手続一覧」画面の「作成中の手続」の表から、編集したい手続を選択します。

「手続一覧」画面の「すべての手続」から編集する方法

1. 「手続一覧」画面の「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択します。
2. 表から編集したい手続を選択します。
3. 手続画面の右上の〈編集〉ボタンを押下します。

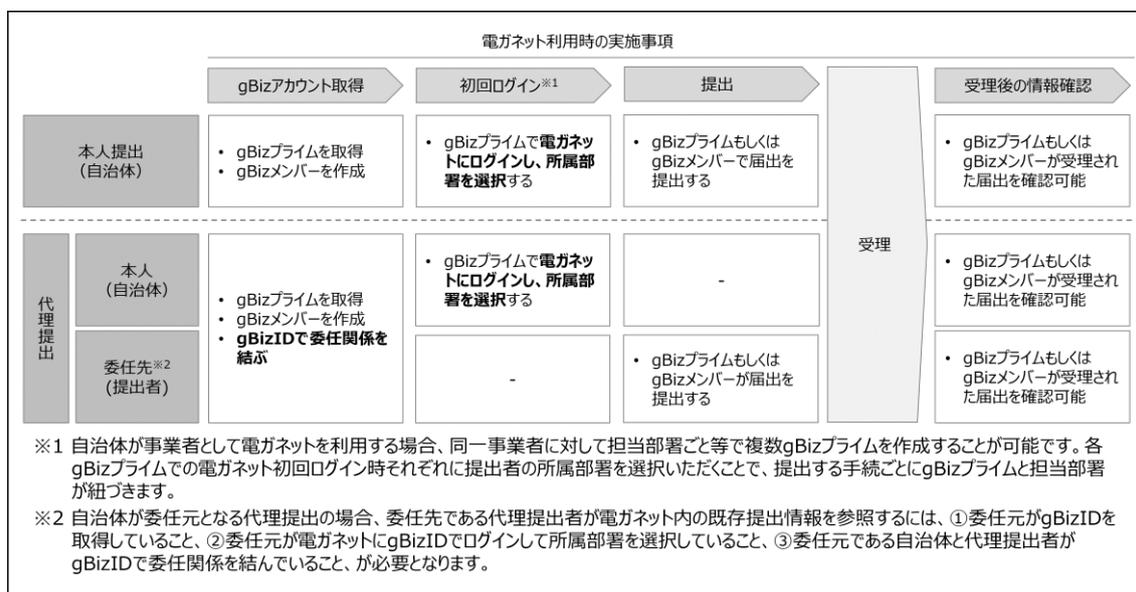
質問 23：提出先を間違えて手続を提出してしまった場合の対応を教えてください。

回答：ヘルプデスクにご連絡ください。

質問 24：自治体が委任元となる代理申請についての注意点を教えてください。

回答：委任元の gBizID プライムでの電ガネットへの初回ログインや所属部署の選択等が必要となります。詳しくは下記の参考イメージをご確認ください。

※2024 年 4 月時点で代理申請は電子申請の対象外となります。



質問 25：届出・申請の提出が完了できているのか確認する方法はありますか。

回答：「手続一覧」内の「すべての手続」から、法令、手続選択で、提出した届出・申請を検索し、該当手続のステータスが「作成中」「問合せ中」以外でしたら、その手続の提出は完了しております。受理・申請の審査が完了しているかの確認は、該当手続のステータスが「完了」となっていることを確認します。

質問 26：作成した届出・申請を探す方法はありますか。

回答：「手続一覧」内の「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択すると、対象となる届出・申請の一覧が表示されます。

質問 27：提出済の届出・申請について、内容を確認する方法はありますか。

回答：「手続一覧」内の「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択すると、対象となる届出・申請の一覧が表示されます。該当する届出・申請の行をクリックすると、詳細内容画面が表示され内容を確認できます。

質問 28：提出済の届出・申請について、受理・審査されたことが分かる通知書を受領することはできますか。

回答：受理・審査後の提出内容画面を印刷し、通知書の代替としてご使用いただくことが可能です。審査が完了すると、gBizID に登録されているメールアドレスに通知メールが届きます。当該メールに記載されている管理番号を基に、電ガネットにて受理・審査完了後の届出・申請の内容を確認できます。受理・審査完了後の届出・申請内容画面には、受理日と文書番号が記載されており、本画面を印刷して通知文書としてご利用いただく形になります。

質問 29：電ガネットを利用する前に紙書類で提出した手続を電ガネットにて参照することはできますか。

回答：電ガネットで参照可能な手続は、電ガネット上で提出された手続のみが参照可能です。

質問 30：各種通知メールはどのメールアドレスに配信されますか。

回答：提出者が gBizID に登録しているメールアドレスになります。電ガネット上では、「提出者情報」の「提出担当者」の「通知メール送付先メールアドレス」に記載されます。

質問 31：通知が届いていない場合の対応を教えてください。

回答：通知メールは、「提出者情報」の「提出担当者」の「通知メール送付先メールアドレス」欄に記載のメールアドレスに送信されます。メールアドレスを記載しているのに届かない場合は、受信側の迷惑メール設定や受信拒否設定、なりすまし規制等により、迷惑フォルダや削除フォルダ等にメールが自動で振り分けられている可能性が考えられます。振り分け設定や、迷惑フォルダ等のご確認をお願いいたします。また、通知の内容は電ガネットの画面からも確認頂けます。「手続一覧」から対象手続を検索し、ご確認ください。

質問 32：手続を印刷する際にズレが発生する場合の解消方法を教えてください。

回答：電ガネットでは利用ブラウザとして Google Chrome を推奨しております。Google Chrome をご利用ください。印刷の際は、印刷ボタンを押下後、用紙サイズを A4 に設定して印刷を実施してください。

質問 33 : 印刷して紙媒体で保管したいのですが、印刷機能はありますか。

回答 : ブラウザの印刷機能をご利用ください。電ガネットでは利用ブラウザとして Google Chrome を推奨しております。また、印刷の際は、印刷ボタンを押下後、用紙サイズを A4 に設定して印刷を実施してください。

質問 34 : 電ガネットに関する問合せ先を教えてください。

回答 : 問合せ先は下記のヘルプデスクとなります。

<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>

050-2018-7696

<受付時間>

平日 9:00~18:00

質問 35 : 電ガネットのマニュアルはどこから確認できますか。

回答 : ポータルサイトや電ガネット上でご案内しています。ファイルをダウンロードし、ご確認ください。

質問 36 : 何分で自動ログアウト（タイムアウト）になりますか。

回答 : 無操作時間が 180 分経過すると自動的にログアウトされます。

質問 37 : 同じ内容の手続を複数提出してしまった場合の対応を教えてください。

回答 : 電ガネット上でひとつの手続を残してその他の手続を取下げいただくか、ヘルプデスクにご連絡ください。

質問 38 : 画面をスクロールなしで確認する方法はありますか。

回答 : ページサイズを縮小表示することで、スクロールの範囲を調整できます。ページサイズの調整は、「Ctrl」（Mac は「Command」）を押下しながら、「+」を押下すると拡大、「-」を押下すると縮小することが可能です。

3 改訂履歴

版	改訂内容	日付
初版	—	2024年3月1日
Ver1.01	「2-1.手続作成の流れ」の(4)の「報告したい期限日にならない場合はヘルプデスクにお問い合わせください。」を「報告する期限日が設定されていない場合はヘルプデスクにお問い合わせください。」に修正	2025年3月12日
Ver2.00	令和6年度3月版	2025年3月21日